

◎新潟県告示第215号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年3月7日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 2-(2-フルオロフェニル)-3-メチルモルフォリン（通称名：2-FPM）及びその塩類
- (2) N-(1-アダマンチル)-1-[(テトラヒドロ-2H-ピラン-4-イル)メチル]-1H-インダゾール-3-カルボキサミド（通称名：Adamantyl-THPINACA、ATHPINACA isomer 1）及びその塩類
- (3) N-(2-アダマンチル)-1-[(テトラヒドロ-2H-ピラン-4-イル)メチル]-1H-インダゾール-3-カルボキサミド（通称名：Adamantyl-THPINACA 2-adamantyl isomer、ATHPINACA isomer 2）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

平成29年3月6日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。